

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。
職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：令和6年2月1日～令和7年1月31日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

(1) 令和6年2月6日

職員の窓口対応及び電話対応等について（通知）

(2) 令和6年4月2日

職員の「身だしなみ」について（通知）

(3) 令和6年4月26日

職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(4) 令和6年6月5日

令和6年沖縄県議会議員一般選挙における職員の服務規律の確保について
（通知）

(5) 令和6年8月15日

職員の厳正な服務規律の確保等について（通知）

(6) 令和6年8月28日

本市職員の懲戒処分の公表について

(7) 令和6年10月8日

第50回衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について（通知）

(8) 令和6年12月11日

職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

2. 石垣市職員倫理審査会

令和7年2月14日（金）午後3時 ・ 会議室4